

「都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）

環境影響評価準備書」に関する意見について

平成 26 年 7 月

静岡県

## はじめに

伊豆縦貫自動車道は、第四次全国総合開発計画で提唱された交流ネットワーク構想を推進するため、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網に位置づけられた一般国道の自動車専用道路である。

今回の環境影響評価準備書の対象区間は、伊豆縦貫自動車道の南端であり下田市街地である下田市六丁目から箕作を結ぶ延長約 5.7km であり、伊豆地域の活性化、広域交通の円滑化、一般国道 136 号及び 414 号の市街地の渋滞の解消を図り、加えて地震・台風・集中豪雨等の災害時には緊急輸送路としての利用が期待されている。

対象地域の下田市は、県内はもとより、県外からも多くの観光客が訪れる全国有数の観光地であるとともに、オオタカなど多様な動植物種が見られ、温泉を含めた優れた自然景観を有し、昔から地域住民に親しまれている埋蔵文化財包蔵地や有形民俗文化財等が多数点在している。

これらの豊かな生活環境と自然環境が保全された地域において、当該道路による環境影響をできる限り低減するよう、この環境影響評価の手続きにおいて述べられた知事意見や調査によって得られた知見、専門家等からの意見、情報等を十分に事業に反映していただきたい。

## 全般的事項

- (1) 市街地においては住宅地、学校、病院等の環境が悪化しないよう、山地部においては、豊富な温泉資源や恵まれた自然環境を阻害しないように事業を進めること。また、工事中から供用後に至るまで、周辺地域の生活環境、自然環境への影響をできる限り低減するよう配慮すること。
- (2) 予測及び評価に不確実性がある項目並びに環境保全措置に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に可能な限り詳細な内容を記載し、事後調査を実施すること。また、事業実施段階において、新たに環境への著しい影響が確認された場合は、環境保全措置を実施するとともに、事後調査報告書に記載すること。
- (3) 事業実施段階において環境保全措置の検討を行うとしている項目や必要に応じ実施した環境保全措置については、実施した内容とその効果について、事後調査報告書に記載すること。
- (4) 評価書の縦覧等に当たっては、住民や地元関係機関等への周知に努め、事業に対する十分な理解を得ること。また、意見などを受け付ける窓口を常設し、対応すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、事業者及び事業に携わる作業員等に対し、環境影響の低減を図るための作業マニュアル等を作成の上、講習会を開くなどして環境教育の徹底を図ること。

## 個別事項

### 1 大気環境

#### (1) 大気質

- ア 建設機械の稼動に当たっては、粉じん等の環境影響の低減を図るよう運転管理を徹底すること。
- イ 部分供用等により、予測及び評価に用いた条件と供用時の状況とが異なる場合は、該当箇所における自動車走行に係る大気質の状況を把握し、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。

#### (2) 音

- ア 建設機械の稼動及び工事用車両の運行に係る騒音について、工事期間中に住居等の保全対象の高さに合わせた騒音レベルを測定し、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。
- イ 供用後の自動車走行に係る騒音について、住居等の保全対象の高さに合わせた騒音レベルを測定し、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。
- ウ 部分供用等により、予測及び評価に用いた条件と供用時の状況が異なる場合は、該当箇所における自動車走行に係る騒音の状況を把握し、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。

### 2 水環境

#### (1) 水質

- ア 現段階で定まっていない沈砂池や水処理施設の規模や設置場所、処理能力について、専門家の意見を聴取して計画するとともに、環境保全措置を実施すること。
- イ 工事中の濁水、アルカリ排水等については、適切な濁水処理やpH調整を行い、確認の上、排水先の河川の流量、水質を考慮し放流すること。なお、放流水の濁度やpHについて、記録すること。
- ウ 濁水、アルカリ排水等の河川への流出を防ぐため、作業マニュアル等を作成し、管理者や作業員へ環境保全の意識付けを図るとともに、チェックシート等により作業の徹底を図ること。
- エ 供用時に発生するトンネル湧水は、水質、水量に不確実性があることから、事後調査を実施し、排水先の河川の流量、水質を考慮し排水する等、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。
- オ 放流先である稻生沢川には、飲用水の取水施設があるため、供用後の路面排水の放流について配慮すること。

### 3 動物・植物・生態系

#### (1) 動物

- ア オオタカの事後調査について、調査地点は営巣地周辺だけでなく、調査地域全域（対象道路事業実施区域及びその周辺）に渡って調査すること。
- イ 爬虫類や両生類への個体群への影響を少なくするため、移動経路の確保や側溝の改良等により、影響の回避、低減を図ること。なお、環境保全措置について、事例等を含めて評価書に記載すること。
- ウ メダカ、ヘイケボタルが生息する谷津田において、事後調査期間を供用後1年間と記載しているが、年変動等の影響を考慮し、供用後3年間にわたり、産卵の有無、幼魚の成長状況等について調査することを検討し、できる限り詳細に評価書、事後調査計画書に記載すること。併せて流量及び水質についても調査を実施すること。
- エ メダカ、ヘイケボタルへの影響を考慮し、生息地である谷津田に、道路排水が流入しないよう配慮すること。

#### (2) 植物

- ア 今回の事業地域は、既に帰化植物の混在が進んでいるが、更に改変されれば、帰化植物が蔓延する地域が拡大するので、改変面積をできる限り小さくするよう事業計画を検討すること。
- イ 法面緑化に使用する植物は、専門家の助言を受け、自生種又は地域で常用されている種を使用し、適切な工法を採用すること。

### 4 文化財

#### (1) 文化財

- ア 埋蔵文化財である河内八幡宮遺跡、湯原遺跡について、工事計画（工事施工ヤード及び工事用道路の設置箇所等）が具体化した段階で、関係機関と十分協議し、その記録、保存等に適切な措置を講じること。
- イ 対象事業実施区域には、複数の石丁場が分布している。今後の文化財としての位置付けの可能性を考慮し、関係機関と十分協議し、適切な措置を講じること。

### 5 廃棄物

#### (1) 廃棄物

建設発生土、建設汚泥等は、再利用を進め、最終処分場への埋立て量を削減する等、環境負荷の低減を図ること。また、再利用の方法、利用場所及び最終処分場について、事後調査報告書に記載すること。

## 6 その他

### (1) 日照障害等

ア 道路の存在による住居等への日照障害に配慮すること。

イ (仮称) 下田インターチェンジ周辺は住宅密集地に近接していることから、インターチェンジ取り付け道路の夜間照明による生活環境への影響について配慮すること。なお、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。